

文京区空家等対策計画



文京区

平成30年7月



はじめに

昨今、人口減少、既存建築物の老朽化や家族構成の変化などを背景として、空家等の増加が大きな社会問題の一つとなっています。特に、適切に管理されていない空家等は、倒壊の危険性の増大、公衆衛生の悪化、景観の阻害など多岐にわたる問題を生じさせ、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすことになります。



文京区では、平成 26 年度から空家等対策事業を展開し、管理不全な空家等について一定の手続を経て所有者等と合意の上、除却を推進し、跡地の有効活用を図ってまいりました。さらに、空家等の所有者等に対する専門家による相談窓口の設置など、空家等の対策に積極的に取り組んでまいりました。

このような状況の中において、平成 27 年 5 月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行され、市区町村は空家等対策計画の策定やこれに基づく対策の実施などに努めることが求められました。

文京区では、この法律に基づき、区内全域を対象とした「文京区空家等対策計画」を策定しました。策定にあたっては、法律、不動産、建築の専門家、関係行政機関や地域の皆様を委員とする「文京区空家等対策審議会」を設置し、文京区の実情に合った空家等対策についてご審議いただきました。

今後は、本計画に基づき、これまで推進してきた空家等対策をより一層推進していくとともに、適切に管理されていない空家等を減らしていくために、総合的な空家等対策に取り組んでまいりますので、区民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり審議・検討にご尽力いただきました「文京区空家等対策審議会」の委員の皆様、並びに貴重な意見やご提案をいただきました区民の皆様に、厚く御礼申し上げます。

平成 30 年 7 月

文京区長 成澤廣修

<目 次>

| | | |
|----|-------------------------------|----|
| 1 | 文京区空家等対策計画の目的 | 1 |
| 2 | 文京区空家等対策計画の位置づけ | 2 |
| 3 | 計画期間 | 2 |
| 4 | 空家等に関する対策の対象地区、空家等の種類及び基本的な方針 | 3 |
| 5 | 空家等の調査 | 6 |
| 6 | 所有者等による空家等の適切な管理の促進 | 8 |
| 7 | 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進 | 9 |
| 8 | 特定空家等に対する措置及びその他の特定空家等への対処 | 10 |
| 9 | 住民等からの空家等に関する相談への対応 | 12 |
| 10 | 空家等に関する対策の実施体制 | 13 |

<参考資料>

| | | |
|---|-------------------------|----|
| 1 | 文京区空家等の所有者等へのアンケート調査報告書 | 14 |
| 2 | 住宅・土地統計調査（総務省） | 38 |
| 3 | 検討経緯と文京区空家等対策審議会委員名簿 | 41 |